

広島市消費生活センターだより

クーリング・オフの通知方法知っていますか？

※クーリング・オフとは、契約の申し込みや締結した場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約の解除ができる制度です。以下のような特定の販売方法に対して、この制度が設けられています。



クーリング・オフができる取引と期間

- ① 8日間 ・訪問販売(キャッチセールス等)・電話勧誘販売・特定継続的役務提供(エステティック、美容医療等)・訪問購入(業者が訪問し、商品の買い取りを行う行為)
- ② 20日間 ・連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)

クーリング・オフのポイント

- クーリング・オフは、書面や電磁的記録(電子メールや専用フォーム)などで通知を行います。契約書面に具体的な通知方法が記載されている場合は、記載された方法で通知を行いましょう。
- 契約解除通知書には、契約を特定するために必要な情報や、通知を発した日を記載します。クレジット契約をした場合、信販会社にも通知します。
- クーリング・オフを行った証拠を保存しましょう。

■ はがきの場合

はがきの両面をコピーし、「特定記録郵便」、「簡易書留」等の方法で発送する。

■ 電子メールの場合

送信メールを保存しておく。

■ ウェブサイトの専用フォームの場合

画面のスクリーンショットを保存しておく。

〈販売会社宛て〉

郵便はがき	□□□□□□
(会社名)	(住所)
(契約者住所氏名)	

契約解除通知書

- ① 契約日 ○○年○月○日
- ② 書面受領日 ○○年○月○日
- ③ 商品名・サービス名 ○○○○
- ④ 契約金額 ○○○○円
- ⑤ 販売会社名・担当者名 ○○○株式会社 ○○営業所 担当者○○○

上記日付の契約を解除します。
なお、支払った代金○○○円を返金し、
商品を引き取ってください。

令和○○年○月○日

契約者 住所・氏名
○○○○○○○○○○○○○○○○

記載例

〈クレジット会社宛て〉

郵便はがき	□□□□□□
(信販会社名)	(住所)
(契約者住所氏名)	

契約解除通知書

- ① 契約日 ○○年○月○日
- ② 書面受領日 ○○年○月○日
- ③ 商品名・サービス名 ○○○○
- ④ 契約金額 ○○○○円
- ⑤ 販売会社名・担当者名 ○○○株式会社 ○○営業所 担当者○○○

上記日付の契約を解除します。
令和○○年○月○日

契約者 住所・氏名
○○○○○○○○○○○○○○○○

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター
☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です

開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

